

大阪管区気象台が発表する気象予警報等（注意報）

気象現象等により府域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種	類	発表基準
一般の 利用に 適合す るもの (つづ)	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s 以上、海上で15m/s 以上になると予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s 以上、海上で15m/s 以上になると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1 時間雨量が20mm以上になると予想される場合、ただし、総雨量が50mm以上になると予想される場合 3 時間雨量が40mm以上になると予想される場合 24時間雨量が70mm以上になると予想される場合
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で 5 cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上100m以下（ 1 ）、海上で500m以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下（ 1 ）、最小湿度が40%以下になると予想される場合
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 積雪の深さが50cm以上あり、最高気温が10 以上（注1 ）又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が+ 2 ~ - 2 になると予想される場合
	霜注意報	4 月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4 以下になると予想される場合

一般の利用に適合するもの	(つづき) 気象注意報	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が - 5 以下になると予想される場合
	地面現象注意報	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について一般に注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面(T.P)上1.5m以上になると予想される場合
	波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5 m以上になると予想される場合
	浸水注意報	浸水注意報 (2)	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1 時間雨量が20mm以上になると予想される場合、ただし、総雨量が50mm以上になると予想される場合 3 時間雨量が40mm以上になると予想される場合 24時間雨量が 70mm以上になると予想される場合
(3) 水に防適活用する利も用の	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ。
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

注 1 : 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係进行调查して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

2 : 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。(気象庁予報警報規程第3条)

3 : 1 は、気象官署の値。
2 は、表題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)
3 は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。